

『民法改正』に伴う 成年年齢の引下げに係る対応について

2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、改正法が令和4年（2022年）4月1日から施行され、成年年齢が18歳となります。

このことから、船橋市立大神保青少年キャンプ場では、令和4年4月1日より、以下のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解、ご協力の程宜しくお願い致します。

【成年年齢引下げに伴う注意点（令和4年4月1日～）】

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、「高校生」の区分内で、成年者と未成年者のパターンが考えられることから、以下のとおりの対応とさせていただきます。

【ケース①】

小学生・中学生・高校生（18歳）の3名で利用 ➡ **○ 利用可能**

※これまでは利用不可でしたが、18歳は成年となり、成年がいるグループとなるため、利用可能となります。

【ケース②】

小学生・中学生・高校生（17歳）の3名で利用 ➡ **× 利用不可**

※17歳は未成年であり、未成年のみとなるため利用不可となります。

【ケース③】

成年（30歳）・高校生（18歳）の2名で利用 ➡ **× 利用不可**

※これまでは利用可能でしたが、18歳は成年となり、成年のみとなるため、利用不可となります。

今後も皆様に気持ちよくご利用いただけるよう運営してまいります。

ご不明点等ございましたら船橋市役所青少年課（047-436-2903）までご連絡をお願い致します。